

四日市市告示第 2 3 4 号

四日市市重度障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 3 1 年 4 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市重度障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市重度障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱（平成 1 8 年四日市市告示第 3 7 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後							
別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）							
日常生活用具給付事業対象種目							
区分	種目	対象者		性能	対象年齢	耐用年数	基準額
		難病患者等 以外	難病患者等				
略							
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	次のいずれかに該当する者で、ことばの発声が困難なものの ア 音声機能又は言語機能障害がある者 イ 肢体障害がある者 (ただし、	—	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用できるもの	学 齡 児 以 上	5 年	9 8 , 8 0 0

	言語による コミュニケーションが 可能な者に 限る。)					
情報・ 通信支 援用具	視覚障害又 は上肢機能 障害2級以 上の者	—	コンピュータ ーの入力等が 可能となる周 辺機器	学 齡 児 以 上	6 年	15 0,0 00
略						
視覚障 害者用 ラジオ	視覚障害2 級以上の者	—	地上デジタル 放送を受信で きるラジオ で、障害者 (児)が容易 に使用できる もの	学 齡 児 以 上	6 年	29, 000
<u>音声I</u> <u>Cタグ</u> <u>レコー</u> <u>ダー</u>	<u>視覚障害2</u> <u>級以上の者</u>	二	<u>日常生活用品</u> <u>等に取り付け</u> <u>たタグの情報</u> <u>を受信するこ</u> <u>とによって、</u> <u>あらかじめ録</u> <u>音した当該物</u> <u>品の名称その</u> <u>他の情報を知</u> <u>らせる音声</u> <u>を再生できるも</u> <u>ので、障害者</u> <u>(児)が容易</u> <u>に使用できる</u>	学 齡 児 以 上	6 年	39, 900

				もの			
通信装置 (FAX) 【所得 税非課 税世 帯】	聴覚障害がある者又は 発声・発語に著しい障 害のある者 で、コミュ ニケーション、緊急連 絡等の手段 として本装 置が必要と 認められる もの	—		一般の電話に 接続すること ができ、音声 の代わりに文 字等により通 信が可能な機 器で、障害者 (児)が容易 に使用できる もの	学 齡 児 以 上	5 年	30, 000

略

(注)

1～4まで (略)

別表第2 (第7条関係)

費用負担基準 (略)

備考

1～9まで (略)

10 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3

号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項、第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条、附則第82条第1項

改正前

別表第1（第2条、第3条関係）

日常生活用具給付事業対象種目

区分	種目	対象者		性能	対象年齢	耐用年数	基準額
		難病患者等 以外	難病患者等				
略							
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	次のいずれかに該当する者で、こ とばの発声 が困難なも の ア 音声機 能又は言語	—	携帯式で、こ とばを音声又 は文章に変換 する機能を有 し、障害者 (児)が容易 に使用できる もの	学 齡 児 以 上	5 年	98, 800

	機能障害がある者 イ 肢体障害がある者 (ただし、言語によるコミュニケーションが可能な者に限る。)					
パーソナルコンピュータ	次のいずれかに該当する者で、文字を書くことが困難なもの 【所得税非課税世帯】 ア 上肢障害2級以上の者 イ 上肢障害、音声機能障害又は言語機能障害を合算して2級以上の者	二	障害者（児）が容易に使用できるもの（プロテクター、プリンター等を付帯することができる。）	学 齡 児 以 上	6 年	10 0,0 00
情報・通信支援用具	視覚障害又は上肢機能障害2級以上の者	一	コンピューターの入力等が可能となる周辺機器	学 齡 児 以	6 年	15 0,0 00

				上		
略						
視覚障害者用ラジオ	視覚障害2級以上の者	—	地上デジタル放送を受信できるラジオで、障害者（児）が容易に使用できるもの	学 齡 児 以 上	6 年	29,000
通信装置（FAX） 【所得税非課税世帯】	聴覚障害がある者又は発声・発語に著しい障害のある者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として本装置が必要と認められるもの	—	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器で、障害者（児）が容易に使用できるもの	学 齡 児 以 上	5 年	30,000

略

(注)

1～4まで (略)

別表第2（第7条関係）

費用負担基準 (略)

備考

1～9まで (略)

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。